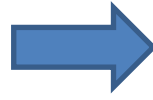


公害防止管理者の選任等について 騒音関係フローチャート

○業種の確認

次のいずれかの業種に該当する「特定工場」である。

- 一 製造業(物品の加工業を含む。)
- 二 電気供給業
- 三 ガス供給業
- 四 熱供給業



騒音関係の公害防止管理者の選任の必要なし

はい



いいえ



○指定地域の確認

騒音規制法の指定地域内に立地している。



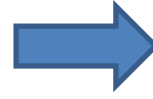
騒音関係の公害防止管理者の選任の必要なし



○規模の確認

次のいずれかの施設がある。

- 一 機械プレス(呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。)
- 二 鍛造機(落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。)



騒音関係の公害防止管理者の選任の必要なし



【公害防止管理者の種類】

騒音関係

または

騒音・振動関係

【必要な資格者の種類】

騒音関係有資格者

または

騒音・振動関係有資格者

※平成 18 年度に、騒音関係と振動関係の公害防止管理者は統合されました。